

工事監理にあたっての注意事項

1. 工事監理の基本的業務は、建築士法に定められた事の他、設計・工事監理業務委託契約書及び工事請負契約書によるものとする。工事監理者の指示等は建築主に代わって行うものであり建築主と同等の権利を有すると理解されたい。
2. 工事監理者による検査等は、工事施工者の自主検査の確認作業で、二重安全弁的効果を目的とするもの（建設省住宅局建築指導課監修・（社）日本建築士会連合会編「建築の工事監理」による）であるので、実施した工事や作成した施工図に工事施工者による誤りのあった場合は、工事監理者による検査済みの工事、承認済みの施工図といえども、これを理由として施工上の責任を免責できない。なお、施工図検査に於ける施工図上の工事監理者による表示は、疑義箇所の指摘、質疑及び示唆であるので、単純にその通りに修正することを指示するものではなく、作成責任者として指摘箇所を再度見直し誤りがあった場合に修正すること。
3. 図面及び仕様書には充分に目を通し、疑問点は事前に連絡する事。特に特記仕様書は完全に熟読の事。見のがした事による工事変更は認めない。
4. 施工図、承認図、報告書等について定められた時期に提出すること。（別途、一覧表等にて提示した場合はその内容による事）尚、原則として、施工図等を受理してからの検査のための保有期間は、枚数に拘らず最低7日間とする。施工図が重複した場合は更に時間を必要とする。
5. 設計図書、仕様書、承認した施工図等と異なる工事、又施工図承認前に着工した工事は一切認めない。これらの工事を発見した場合、設計図書通りに戻させる場合もある。これによる遅れは工期に含まず、要した費用は施工者の負担とする。
6. 追加変更工事については、設計図、仕様書等により指示をした場合、それによる増減見積書を、施主及び工事監理者に対し各一部を、指示した日より10日以内に提出すること。未提出のうちに行った工事は追加変更工事と見なさず、その費用は施工者の負担とする。
7. 現場にて打合せ等のあった場合、現場担当者はその内容を記録し、直ちに若しくは1週間程度以内に提出する事。

施工者 _____ 殿

2025年4月 日

工事監理者 〒104-0004 東京都品川区南品川4-5-4 パレスガル122
1級建築士事務所 栗原健一建築事務所
一級建築士 栗原 健一

下記の工事について、建築主の委託により当事務所の方針に基づく工事監理をおこないますが、監理業務を円滑にし、工事を順調に進ませて最終的に質の高い建築物を完成させるため、左記に示した注意事項に充分留意される様お願い申し上げます。

記

工事件名 : * * * * * 邸新築工事
建築主 : * * * * *
予定期 : 2025年5月1日 ~ 2025年10月25日

「工事監理にあたっての注意事項」受領書

工事監理者 1級建築士事務所 栗原健一建築事務所 殿

貴事務所より「工事監理にあたっての注意事項」を受領し、内容を確認致しました。

2025年3月 日

施工会社 担当者氏名・印 _____ ㊞